



Title	リレバン行政と協同組織金融機関
Author(s)	濱田, 康行
Citation	信用金庫, 62(9), 16-23
Issue Date	2008-09-10
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/34738">http://hdl.handle.net/2115/34738</a>
Type	article
Note	協同組織金融機関：明日への視点, 国内篇8
File Information	0809hamada.pdf



[Instructions for use](#)

# リレバン行政と協同組織金融機関

## 国内篇⑧

北海道大学大学院教授

はま だ やす ゆ き  
濱 田 康 行

### I

#### はじめに

二〇〇四年から〇七年の四年間にわたって実施されたいわゆるリレバン<sup>※</sup>行政の「成果」はあったのだろうか。リレバン行政の対象は中小金融機関全体だが、特に影響の大きかったのは協同組織金融機関

であった。

<sup>※</sup>リレーションシップバンキングの略語

行政当局は「総じて着実に実績が上がっている」と自賛している。利用者（顧客の中小企業）の評価も、おおむね良好であったというのが〇七年七月に発表された「公式評価」である。しかし、リレバン行政の対象とされた側、つまり金融機関からみた場合、本当のところはどうなのか。

### II

#### リレバン政策を振り返って

#### (1) 小史

私たちの記憶もだいぶ薄まったが、一九九八年に当時の大蔵省と日本銀行に不祥事が発生、逮捕者まで出る不始末があった。その後の世論に抗しきれず、ついに日本の最大・最強の官庁は、予算編成を主務とする財務省と金融機関の監督をもっぱらとする金融庁（当時は金融監督庁）に分割された。

金融庁は発足当初四百人の小さな官庁であったが、現在（〇八年三月末）一千四百人の大官庁となった。財政危機・歳出削減から官庁の人員削減が主張されている折に、この膨張ぶりは目につくはずであるが、批判は政界をはじめどこからも聞かれなかった。

官庁の人員がその勢力を示す量的メルクマールであるとすれば、質的なそれはその官庁が頼るべき、よって立つべき法律であろう。その法律とは、いうまでもなく〇六年に制定された金融商品取引法である。資本主義経済は、個々の経済主体間の取引をミクロ要素として成立する。だから、そこに必要最低限のルールがあることは当然であり、取引法があることには違和感はない。「商品」という言葉・概念もありふれている。そういうこともあって「金融商品」の「取引法」はさほどの話題にならなかった。しかし、これは後世に残る日本の金融行政の一大転換であった。

これまでの金融行政は主体別であった。



銀行なら銀行法、証券なら証券取引法、保険なら保険業法であり、旧大蔵省の中にそれぞれの管轄部局が設けられた。いわゆる主体別タテ割り行政である。

しかし、この長く続いた行政の枠組みも、戦後半世紀の経過の中で変化を余儀なくされた。それを促進した要因は大きく三つある。一つはアメリカを震源地として金融革命が進行し、銀行、証券、保険という主体別枠組みが実務の場で意味をなさなくなったことである。周知のように、アメリカでもグラス・ステイガー法の枠組は約半世紀を経て変更され、それが日本にも及ぶことになった。

第二の要因は、これまでの主体別行政では管理できない新しい金融事業主体が増加したことである。その代表格はいわゆるノンバンクであるが、それらのいくつかは戦後史に残る事件を引き起こす。サラ金の過剰取り立て、脱税、果ては血なまぐさい豊田商事の事件等々。そしてこれらを事前に取り締まれなかった批判が当局に向かい、それに呼応する形で事態は進行する。

しかし、ことを決定的に進展させたのは、一九九〇年代中頃から生じた日本の金融危機であった。東京の二つの信用組合の破綻に始まったそれは、ついに北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行等の大型倒産を引き起こした。その後の余震も含

めれば、日本中から数百の金融機関が姿を消した。一連の破綻劇は預金者を動揺させ、借入者である中小企業を困惑させた。その批判は一時的に金融当局に向かい、当局は国民に一度「頭を下げ」、そして再び頭を上げて不祥事防止のための措置を約束したのである。

金融行政の枠組みの変更は世界中で進行したのであるが、日本では日本の特殊事情から「規制強化」の方向に進んだ。全体的には規制緩和が言われていたにもかかわらず、この奇妙な現象はあまり問題にされなかった。

金融商品取引法の特徴を従来の行政との対比を意識して言えば、それは主体別でなく商品別である。これからは、販売する商品がこの法律に規定する金融商品であれば主体が誰であろうと、金融庁の監督下に置かれることになった。

規制強化は、大手金融機関と中小金融機関では発現形態が異なった。もともとそうだったのは途中からである。

九九年七月『検査マニュアル』が発表され実施されたが、その時は一元的行政だった。これが「悲劇」によって修正される。マニュアルはどうみても人員に余裕のある比較的大きな金融機関を念頭に置いてつくられていたが、これを中小金融機関にもまさに一元的に適用した。その結果、多くの金融機関が貸出を抑制す

ることになり、日本中の中小企業が悲鳴をあげる「検査官不況」が生じた。

## (2) 『検査マニュアル別冊』とワーキンググループ

批判を浴び、それに応える形で『検査マニュアル別冊』が発表されたのが二〇〇三年六月である。一元管理行政は早くも崩れたのである。しかし、当局の管理の意志は貫かれた。同年の十月に「金融再生プログラム」が発表され、十二月には金融審議会第二部会内にワーキンググループ（以下、WG）が形成された。かくしてその後四年間にわたって日本中の中小金融機関を巻き込むことになる「リレバン」行政がスタートしたのである。

同WGの『報告』は〇三年三月に発表された。リレーションシップなる耳慣れない言葉に業界は当初は驚いたが、中身は当事者には平凡・当たり前のものだった。中小の金融機関にとって借り手・顧客との長い付き合いは当然のことであった。まして協同組織系にとってはそれは原則でもあった。この言葉は、語源からして明らかだが、アメリカの事情を研究したことによるが、それではいかにも「輸入」なので、日本にも「産業金融」として、もともと大銀行と大産業の間に存在していたものだという根拠を付加した。しかし、産業金融と中小企業金融のり

レーションシップを類似させてしまうのは問題がある。産業金融モデルは、戦前の財閥金融が近代化して展開したものである。大銀行と大企業には重役の兼任、あるいは派遣という人的結合があり、まさに長期的かつ構造的な結合構造があった。それはかつて、ドイツを研究したヒルファーディングが発見した構造の日本版である。日本では、こうした結合構造に天下りという独特な関係が付加されており、その分、長期に持続可能で堅固な構造がつけられたのであった。それは支配構造そのものであり、制度的なものである。

しかし、中小企業金融分野で築かれるレーションシップは、はるかに原始的であり、かつ私的・非公式なものである。それは、下町に支店のある某金融機関のセールス係が自転車に乗って得意先を訪問するような状況から生まれる。原始的で私的であるからこそ、まさに定量化など不可能な情報も得られる。また、こうした情報はどこまでも私的であり、金融機関が組織的に保有するものではない。それはいわば「ここだけの話」なのである。そしてそれらが融資判断の根拠になるのは、あくまでも水面下である。小企業を顧客とする金融機関では、企業を形式合理的に判断するのは難しい。つまりスコアリングとかトランザクションだけ

では難しいのである。公式な情報の発信量は少なく、それを解析するのも難しいから、こうした水面下情報が意味を持つ場合がしばしば生じるのである。この状況を外からみると、十分な審査をしないで貸出をしているように見えるときもあるが、決してそうではない。

こうした私的・非公式情報には、『報告』が気づいていない特徴がある。それは、①情報を得るためのコストが計算され得ないこと、②そして情報は企業から金融機関への一方方向ではなく、双方向であるということの二点である。『報告』は、レーションシップで生産される情報のコストを分担せよと主張するが、『勝手に上がり込んで、とりとめもなくおしゃべりした』ことのコストを相手に請求できるわけがない。②についても、見落とせない。金融機関の内部の非公式な情報は、この原始的なレベルで企業側に伝わるのである。

日本では、特に中小企業分野ではビジネス情報は非公式な場で交換されることが多い。それを非合理的と批判する前に、なぜ、そうなるかを研究した方がよい。それは日本の企業文化（特に中小企業世界）の研究である。大銀行は支店長以下幹部が二年ほどで転勤してしまう。だから、彼らには前記の原始的・私的・非公式の関係はなかなか築けない。それでも

中小企業という顧客が彼らの下に集まるのは、なんといつてもブランド力があるからである。

ともかく、『報告』は私的・非公式なものを公式に取り上げてしまった<sup>11)</sup>。

### (3) 延長

しかし、私的・非公式であったものが文書になり、公式なものになったことによつて多大な負担が中小金融機関にのしかかる。二〇〇三年の八月までに各金融機関はアクションプランを提出することになった。それは、四年間の嵐の幕開けを告げる最初の夏休みの宿題であった。

ともかく、多くの金融機関の職員が夏休み返上でこの厄介な宿題を書いた。『そんなことは言われなくてもやっています』とだけ書いたのでは言い出した当局の顔は立たないから、地域貢献活動、創業支援などの言葉を散りばめてプランづくりに工夫を凝らした。宿題には、書いたとおりにやったかどうかの点検・採点があったから、あまり自らを縛るようなことは書きたくなかった。ところが、このことが当局の機嫌を損ね、リレバン行政は思わぬ展開をすることになる。

この計画は二年間（〇三～〇四年）限定であった。金融関係者は〇四年の暮れ頃、これでおしまい、やれやれと思ったところ、事態は思わぬ方向に動き始める。

○四年の十二月に「金融改革プログラム」という先の再生プログラムの改訂版が金融庁から発表され、リレバン計画は継続される。これが一方的であったことには証言がある。

「このたびの金融改革プログラムの策定にあたっては、金融審議会等での議論が行われず、経済財政諮問会議、伊藤金融担当大臣の私的懇談会、金融庁との間で作業がすすめられてきました。このため、先のリレーションシップバンキングの議論と異なり、信用金庫業界としての意見を主張する機会を得ることが極めて難しい状況でありました」（平成十六〇二〇〇四年十二月二十四日付の全国信用金庫協会から各信金理事長宛の文書）

金融改革プログラムは金融審議会を飛び越えて、担当大臣から審議会の部会、そしてWGに渡され、ここで体裁を整えることになる。

しかし、これはかなり強引である。旧計画の期限切れに伴って、新計画を起すということはどこにも書いていないし、○三年のプログラムを読んでも、その改定については書かれていない。旧計画では報告書だが、新計画では座長メモに政策遂行の根拠が置き換わっている。

しかも座長メモが○五年三月二十八日、新プログラム発表が翌二十九日と、二年前と同様、年度末の「土壇場決定」だっ

た。金融マンにとっては、再び不毛の夏休みが訪れた。

困ったことに今度の宿題には、書き方に注文がついていた。前回は、金融機関はお互いに非公式に連絡し合い、同じような中身を同じようなトーンで書いた。これは無理難題の宿題を出された側の当然の防衛策だった。しかし、今度は個性を出して書くことが要請された。当局の姿勢は、生徒の事情やその自主的な成長を願うよりも、まず自分のメンツを重んじる自分勝手な教師のようである。

このような比喻も実は適当ではない。金融機関は生徒ではないし、官庁は教師でもないからだ。こういう例え話がわかりやすく聞こえてしまうことが問題だ。教師などいなくても、教室が自動的に運営されることが何よりだ。業界がそのための能力を持たねば、教師による独善的コントロールは終わらない。

#### (4) 規制強化

よく言えば親切心にもみえたリレバンは、明らかに規制強化であった。当時の竹中大臣は旧『報告』発表後の記者会見で、次のように言っている。

〔問〕随分細かいことまで指摘をされていると思うのですが、規制緩和等の流れの中でこれだけいろいろなことを中小金融機関に課すということは、その流

れに逆行することになるのではないかと、これだけたくさんのことをいきなり小さい信用組合とかにやれということについて、それは可能なのか、その辺はどのようにお考えかお願いします。（一部略）

〔答〕今回求めているのは基本的には経営方針をしっかりと作ってくださいということと、必要な情報を開示してくださいということですから、規制緩和の方針に逆行するかということになりますけれども、規制を求めているということは基本的にはないというふうに思うのですね。これは正に、これだけ中小の機関で対応出来るかということですが、これはやはり対応してもらわなければ困るのだと思います。これが正にガバナンスの強化なのだと思います。一つの、いろいろな形でリレーションシップの機能を果たすためにチェックしていただきたい項目を我々としては挙げていくわけで、こうしたことには答えることによって地域の金融機関それぞれのガバナンスが強化されて行くということを我々は期待しているわけです。これは規制強化では全くないというふうに思っています。（竹中大臣記者会見要旨、○三年三月二十八日）

まさに「箸の上げ下ろし」の時代に戻ったのである。大臣は『報告』が「中小企業金融の再生に向けた取り組み」と「健全性の確保・収益性の向上に向けた取

り組み」の二本柱と言っているが、実は第三の隠れた柱があることは、『報告』を注意して読めば明らかである。当事者が馴れ合うから「監督当局による規律づけの必要性も大きい」（『報告』二四ページ）とか、「行政上の予防的・総合的な措置を講ずる」（同二五ページ）とかの本音が漏れるのである。第三の柱、それは金融庁の指導性の確立である。

おそらく、この隠された目的は達成されたのだろう。リレバン政策の二度目の延長はなかった。

#### (5) その後

アクションプログラムを提出することにはなくなったが、元に戻ったわけでもない。各金融機関には、決算期に次の三点に関する具体的（数値上の）取り組みを聞くアンケートが送られる。アンケートだから放っておいてもよいというのではない。それは金融機関と監督官庁の関係からしてそうである。

① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

④ に関して経営改善支援取り組み率、

再生計画策定率、ランクアップ率（経営支援で区分が上昇した会社の率）、創業・新事業支援融資実績、②に関しては個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の件数と金額、を数値目標として記入することが求められる。このアンケートに基づいてヒアリングがある。そして、二～三年に一度の検査で実施状況が調べられる。金融庁は、リレバンは恒久化したのだと言っている。以上の念入りな仕掛けをみると、そうかもしれない。

金融庁の文書を見ると、いたるところに金融機関の自主性に任せるとあるが、よく読むと自主性は具体策についてであり、地域密着型金融については監督指針にも書き込んだ強制策なのである。本誌に載った金融庁の検査に関する解説では「検査でみさせていたたく」とか「真の原因は何かというところまで追求させていたたく」とかの恐ろしい表現が目につく。

推奨した当局がリレバンの成果を強調するのはわかる。また、暗黙知を明示的にしたこと自分たちのやるべきことがよくやくわかったという程度の低い機関があるのかもしれない。しかし、多くの協同組織金融機関は提唱されたことを、慣習（コンベンション）として、黙約として、だからコストをかけずに自然にやっていたのである。それを明文化して宿題として提出させ、その採点をするとい

う。このことのために、各金融機関が払った労力・時間は計算されているのだろうか。役所への提出文書づくりと、ヒアリング等々への対応で、優秀な職員が現場から手を放さなければならなかったのではないか。リレバン行政の総合収支は、ぜひとも計算されねばならない。

#### (6) リレバン行政への批判

誤解を避けるために一言。リレバンが不必要とか意味がないとか主張しているのではない。それはもともと協同組織金融機関をはじめとする中小金融機関と、その取引先である中小企業との間にあった。存在したばかりでなく、調和して安定的に機能していた。そこには明示的にリレバンと書かれた標識はなかったが、関係者はそれを暗黙知として持っていた。批判しているのは、この安定・調和を監督当局が人為的に介入したことで破壊した可能性が高いことである。

リレバンについては正面から批判する主張が少ない中、齊藤正氏の論文は注目に値する。

齊藤論文<sup>iv</sup>はリレバンについて包括的に批判しているが、特に賛同したいのは次の点である。①リレバンは、この本質からみて長期的なものであるにもかかわらず、当局の姿勢は「集中改善期間」とか「選択と集中」などというスローガン

で実際には「短期的成果」を求めていること。②リレバンの明示化を強制されることで、中小金融機関がどれだけの負担を強いられたかについて当局の理解がないこと。③当局は、自らの行政を自画自賛するが、具体的なリレバン支援策をほとんど示していないこと。

また、本誌〇八年八月号で数阪孝志氏は、リレバン期間中に信用金庫業界に生じた変化を分析している。それによれば、店舗数が減少、かつ債務者数（個人事業者を含む。ただし個人、住宅ローンのみの利用者は除く）が減少している。

#### (7) リレバン行政と地方経済

リレバン行政が地方経済にいかなる影響を与えたのかを知りたいところだが、それを検証するのは難しい。地方経済は多様な要因で変動するからである。だから、以下の推論は限定的である。

地域間経済格差は景気の昇り基調のときは拡大し、下り基調のときは縮小するという傾向がみとられる。これは内閣府の景気ウォッチャー調査を概観してのことである。よく地方経済を「ジャンボの後輪」にたとえるが、それは航空機が離陸する際（上昇）には後輪は最後、逆に着陸（下降）に際しては最初であることからの例えである。この一般的傾向を念頭に置いたうえで、景気ウォッチャー調

査で地域格差が拡大した年を調べると、〇四～〇五年という期間が浮かび上がる。景気ウォッチャー調査は全国を十二地区に分けるが、ここから沖縄を除いて（沖縄の数字はやや高めに出る）最高値（二位まで）と最低値（二位まで）の平均の差を計算してみる

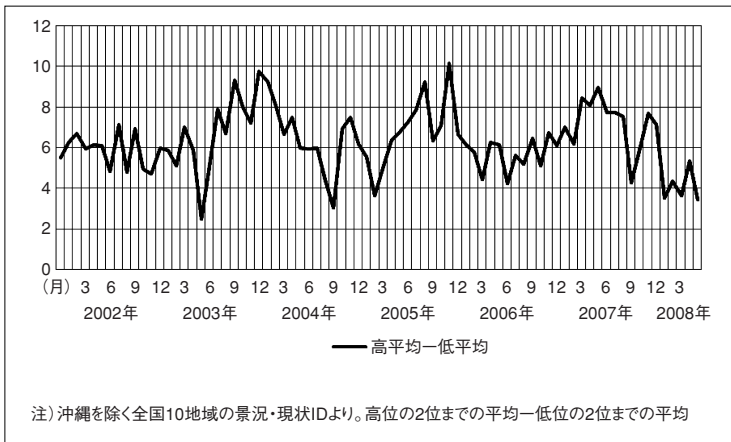
図によると、〇三年後半と〇五年前半にかけてバラつきは急速に高まっている。その後は縮小しているが、これは景気の一時的な下降局面である。はっきりしたことは言えないが、リレバンが景気の悪い地域の改善に貢献した事実は認められない。むしろ〇三年には、「検査官不況」が表現されているのではないか。

景気ウォッチャー調査は心理調査だから、これを理由に信憑性を疑う人もいるだろう。そこで、経済成長率に示された地域間格差を示しておこう。〇五年の實質経済成長率は全国平均で二・四%だが、東北地方の平均は一・九%、さらに県別にみると青森県マイナス〇・一%、岩手県マイナス〇・四%である。鉱工業生産指数を全国と北海道の比較でみると、グラフの差が出てくるのは〇三年の第3四半期であり、〇六年の四期には全国の指数一〇八・九に対し北海道九三・四と、一五ポイント以上の差がみられる。同様の傾向は日銀短観でもみてとれる。

内閣府は毎年『地域の経済』を発行している。これをみると、地域経済の「バラつき」に関する報告・分析が多いのに気づく。沖縄を除けば景気の良い地域（東海、中国、関東、近畿、九州）とそうでない地域（東北、四国、北海道、北陸）に分かれ、それが固定化している。次のような記述がある。

「今回の回復局面では、生産の回復は一様ではなく、各地域の産業構成や輸出競

図 景気ウォッチャー調査に見る景況感のバラつき



争力の差異が現れる結果となっている」  
〔二〇〇五年版 地域の経済〕

「雇用面をみると地域間のバラつきは縮小していない」(同〇七年版)。

内閣府の分析にあるように、地域間格差の主な原因が産業構造にあることは間違いない。しかし、地域金融機関の活動も一つの要素であることも否定しがたい。相対的に景気回復が遅れている地域では、大手銀行が不在の分、それらのプレゼンスは高い。北海道では業態別にみれば信用金庫が最大の金融機関であった。したがって、地域の活性化による「バラつき」の解消をめざすならば、協同組織金融機関をはじめとする地方中小金融機関の活動を盛んにすることは有効である。

リレバン行政は逆に作用したのではないか。それが実施されたのは〇三年六月、その前に「検査官不況」があり、それが直撃したのは遅れた地方であった。〇四〇五年というのは、リレバンの効果(逆効果)が現れる頃であるが、それが地域経済の活性化に貢献した証拠はないのである。

## (8) 反省

金融当局の批判ばかりを述べた印象だが、協同組織金融機関に反省点がないわけではない。

リレバンが主張されたというのは、協

同組織機関の側がそれらしきことをやっているという認識が当局に、少なくともWGのメンバーになかったからだ。そうなったのは、協同組織機関が十分に自己アピールをしていなかったことも示している。日頃から協同組織であること、組合員の相互組織であることを意識して活動していれば「顧客との長い関係」などは当然のこと、むしろすべての前提であることをもって強く主張できたのかもしれない。協同組織という看板には、リレバンシヨシップという言葉も当局には見えない文字で書き込まれていたのである。

さらに金融商品取引法の施行で課題が追加される。それは扱う商品の協同性である。この法律の下では、「私は協同組合だと主張しても受け付けてもらえない。主体を問わずに商品を問う。だから、販売する商品そのものが協同性を持つことを証明することが必要となる。これは難しい課題になる。組織であれば定款を示せば形式的には協同性を主張できるが、商品には形式は無意味である。すべてでなくともよいから、販売する商品に協同性という差別性を付加できるかどうか、各機関の知恵の出どころである。協同組織とは何かを自ら示すこと。それには、組合員活動、総代選出等々が十分に実行されねばならない。商品性についても然りである。例えば保険に対して共済を、

一般商品に対してコープ商品をというような実のある工夫だ。

## III あとがき

『金融ジャーナル』(二〇〇八年八月号)のコラムに次のようなコメントがある。「近年、金融行政をめぐって、当局と金融界の関係は冷え込み、そのミゾはますます深まっている」。同コラム担当の風越二郎氏によれば「官・民の信頼関係は悪化する一途」だそう。

本稿でもふれたが、地方経済の状況は最悪だ。まさに、それは日本の痛みの一つである。いかにしてこの痛みから国民を救うかが課題だが、幸いにして、数々の試みがみられるようになった。地域の力を結集して困難に立ち向かうというのだが、多くの協同組織金融機関はその運動の中心にある。

課題達成のためには官の知恵も必要だが、官への不信が底流にあったのでは、ことはうまく進まない。金融庁は「金融機関との対話の充実」などと言っているらしいが、相手方がそう思っていないければ対話にはならない。この関係を改善するには、風越氏の主張されるように「行政の側が歩み寄る」のがよい。そのためには、過去の行政を総括し、業界の自主



性を尊重した本来の立ち位置に戻るの  
よいと思うのだが、いかがであろうか。

【参考文献】

- (1) 安田原三・相川直之・笹原昭五編著『いまなぜ信金・信組か』日本経済評論社、二〇〇七年
- (2) 齊藤正「リレーションシップバンキングの機能強化の方策について」駒澤大学経済学会『経済学論集』第39巻第4号、二〇〇八年三月
- (3) 濱田康行「リレーションシップバンキング論の盲点」『中小工業研究』第77号、全国商工団体連合会、二〇〇三年十月
- (4) 濱田康行「金融庁が牛耳る中小金融」『日経ビジネス』日経B P社、二〇〇五年十二月十二日号
- (5) 濱田康行「金融社会主義に向かって進む日本」『日本人のちから』東京財団、二〇〇五年三月
- (6) 濱田康行「協同組織の存在意義、行動原理は何か」『信用金庫新聞』全国信用金庫協会、二〇〇八年一月一日
- (7) 濱田康行「協同組織の存在意義再論」『いまなぜ信金・信組か』日本経済評論社、二〇〇七年十月

i 由里宗之「リレーションシップバンキング入門」(金融財政事情研究会、二〇〇三年六月)

ii いわば中小企業とそれを顧客とする金融機関の間には哲学者ヒュームの言う「コンベンション(慣習)」が成立している。コンベンションがあると人はあれこれ考える前に

行動できる。エスカレーターでは片側を急ぐ人のために空ける(東京と大阪では左右の違いがある)。ポートに乗れば、初心者でも見よう見まねで他の人に合わせて漕ぐ。コンベンションは長い間の人々の触れ合いが生み出すが、合理的に説明できないものもたくさんある。コンベンションは別のヒュームの表現を使えば、「黙約」である。

トータルシステムとして存続しているが、それは計量的に解明されないのだそうだ。協同組織金融機関と取引先の中小企業の関係は安定したトータルシステムである。それは、「人間の干渉に敏感な弱い植物、自然」にたとえられる。監督当局に理解してもらいたいのはこのところだ。善意で、ときには日本のためにという官庁の大義名分で介入しているのはわかるが、それが長い間に形成された自然の花園を破壊しているということもありうるのだ。

『鎮守の森』とは、実は最もダイナミックに安定した一つの森社会である。そこでは高木、亜高木、低木、下草、土の中のミミズやカビ、バクテリアなど、また林縁にはマント群落、ソテテ群落が、その土地の地形、土壌条件の中で、限られた空間や養分の奪い合いをし、せめぎ合い互いに少しずつ我慢して共生している(77頁)。そして、鎮守の森では「高木が偉くて下草が偉くないのではない」(同82頁)。

iii 相川直之氏は次のように言っている。「リスク管理体制構築と称するものへの監督当局の対応要請は、文字通り引きも切らずで、もはや協同組織金融機関の対応限度を超えた状態になっている」、また「対応疲労破綻」が出かねないとも主張している。(相川直之、「いまなぜ信金・信組か」(安田原三他編、日本経済評論社、二〇〇七年、I、第4章)。

鎮守の森を金融界だとすれば高木は大手銀行ということになるが、それだけで森は維持されているのではない。協同組織金融機関は低木だが、それはそれで森の構成要素である。低木はそれなりに回りに昆虫や小動物を配置し、下草とも共生して安定しているのだ。宮脇教授によれば、鎮守の森は安定しているからほとんど人の手がからないのだそうだ。下手に人の手が入ると全体が壊れてしまう。その例として富士山にできた道路の話が紹介されている。共生は長い時間をかけて形成され安定する。植物、昆虫、動物、そして下草、地中のバクテリアに至るまでお互いに関係し合っ

金融審議会のWGで業界を代表して意見を述べた高木一之広島信用金庫理事長によれば、信用金庫業界がリレバン行政の四年間に地域貢献活動に動員した役員数は三十七万人余、使った費用は百二十一億円にもなるという。

誤解を避けるために一言。地域貢献活動を否定する人はいない。問題視しているのは①強制されたこと、②明らかに多大で負担が重いこと、③金融業の本業に支障が出たかもしれないことである。

iv 齊藤正、「リレーションシップバンキングの機能強化の方策について」駒澤大学経済学会、『経済学論集』第39巻第4号